

東広島市立図書館資料の弁償取り扱い要綱

1 はじめに

東広島市立図書館が所蔵する図書、雑誌、視聴覚資料その他の図書館資料（以下「資料」という）を、損傷、滅失した場合は、次に定める事項に基づき、利用者が弁償するものとする。

2 弁償の対象および方法

- (1) 東広島市立図書館の利用者が資料を紛失、又は汚損・破損した場合は、館長は当該利用者に対し、30日以内に弁償するよう求めるものとする。ただし、特段の事情があると館長が認める場合は、期限を延長するものとする。
- (2) 汚損・破損の場合の弁償を求める基準は、別記「弁償を要する資料汚損・破損の基準」（以下、「基準」という。）によるものとする。
- (3) 資料の弁償は、次のア～エの場合を除き、同一資料の現物又は同一資料の時価による現金で弁償することとする。
 - ア 頒布価格不明の資料及び古書については館長が定める相当の代価により弁償することとする。
 - イ 映像資料は、著作権法上の補償金を含んだ価格を現金で弁償することとする。ただし、VHSについては、5,000円を上限とする。
映像資料を現物弁償する場合は、代替えの視聴覚資料による弁償とする。
 - ウ 資料の付録は、同一資料の現物又は本体価格を現金で弁償することとする。
 - エ 視聴覚資料のケースは同等品の現物または現金300円で弁償することとする。
- (4) 前項の規定による現物弁償について、当該資料の所蔵館が、利用者が現物を入手することが不可能と判断する場合、所蔵館が指定する代物での弁償を認める。その場合の代物の価格は、現物の定価（視聴覚資料においては、著作権法上の補償金を含んだ額）以下とする。
- (5) 弁償の完了後は、いかなる場合でも、返品・返金を行わないものとする。

3 弁償の免除

- (1) 前項の規定にかかわらず、館長は次の各号のいずれかに該当する場合には、弁償を免除することができる。
 - ア 簡易な修理により、修復が可能な場合
 - イ 長期間の利用による経年劣化が主な原因と考えられる場合
 - ウ 自然災害・火災等により貸出した資料が紛失又は汚損、破損した場合のうち、やむを得ないと判断する場合
 - エ 盗難による紛失のうち、盗難届をすでに警察に提出しており、やむを得ないと判断する場合
 - オ 東広島市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）の組織に団体貸出した資料で、資料が紛失又は汚損、破損した場合のうち、やむを得ないと判断する場合
 - カ その他館長が必要と認める場合

(2) 弁償の免除を受けようとする者は、当館が指定する証明書等を館長に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 前項について、館長に提出する証明書等は次のとおりとする。

ア 自然災害・火災等による場合は、行政によって発行された「被災（り災）届提出証明書」

イ 盗難被害による場合は、盗難届出済を証明するもの（受理番号の控えで可とする）。

ウ 市教育委員会の組織の場合は、組織長名の顛末書

4 弁償期限経過後の措置

館長は、弁償期限の30日を経過しても弁償されない場合、資料を延滞しているとみなし、当該利用者に対し、資料の督促を行い、貸出・貸出期間の延長・予約を停止するものとする。

附則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

「弁償を要する資料汚損・破損の基準」

別記

対象；図書館資料

対象外：視聴覚資料のケースのみの場合は、同等品での現物弁償または現金300円とする。また、付録は現物弁償または本体価格での現金弁償とする。

1 資料の弁償基準

(1)	水濡れ・飲食物等の染み	<p>ア 水・その他の水分により濡れが生じ、歪み・波打ち状態となった場合、又はページ同士が貼り付き開くのが困難になった場合</p> <p>イ カビが発生した場合</p> <p>ウ お茶・コーヒー・食べ物等が付着した場合</p> <p>エ 血液・吐瀉物等が付着した場合</p>
(2)	資料の一部を破損・汚損・亡失	<p>ア 破れ、切り取り、ページの欠損が生じた場合（破れ、切り取りについては、簡易な修理で、元の状態に修復可能な場合は除く）</p> <p>イ たばこ等による焦げ跡が残った場合</p> <p>ウ セロハンテープ・糊等の付着によりページが接着した場合、接着を剥がしたことによりページの欠損が生じる場合</p> <p>エ その他、資料に本来あるべきではないと判断する状態の場合</p>
(3)	書き込み	<p>ア マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等の消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合</p> <p>イ 鉛筆等の消すことが可能な筆記用具であっても、筆圧等が強く、消した後も読み取りが困難な場合、又は痕跡が残る場合</p> <p>ウ 鉛筆等の消すことが可能な筆記用具であっても、消すことによりイラストや文字等に色あせが生じる場合</p>
(4)	噛み跡	<p>ア 乳幼児、ペット等が噛んだため、噛み跡や傷が生じた場合</p> <p>イ 乳幼児、ペット等が噛んだため、(2)に相応する状態になった場合</p> <p>ウ 乳幼児、ペット等が噛んだ、もしくは口に一部分を含んだために(1)に相当する状態になった場合</p>
(5)	異物の挟み込み等	<p>ア 衛生上問題のあるものが挟み込まれていた場合（取り払うことで状態に異常がない場合はこの限りではない）</p>

(6)	付録	紙媒体の付録については（１）～（５）に則る 電子付録（ＣＤ－Ｒ等）が再生機器で再生できない場合 電子付録を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合
(7)	視聴覚資料	利用者の故意または過失により、視聴覚資料本体にひび・割れ等が生じ視聴が不可能になった場合 視聴覚資料を再生する際に機器の故障が生じる恐れがある場合 歌詞カード等の紙媒体の付録については（１）～（５）に則る 視聴覚資料のケースにひび・割れが生じた場合
(8)	視聴覚資料の歌詞カード等の紙媒体の付録	ア （１）～（５）と同じ
(9)	視聴覚資料のケース	ア ひび・割れ等が生じた場合
(10)	その他	ア 利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難な状態になったと館長が判断する場合

2 資料の弁償外基準

(1)上記の基準1つでも該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としない

ア ページがはずれたり、ビデオテープの切れ、視聴覚資料のケースなひび・割れのうち、長期間の利用による経年劣化が主な原因と考えられる破損の場合

イ 弁償にあたらないと館長が判断する場合